○厚生労働省令第百七十七号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百三十八条第一項において準用する同法第四十五条の二十三第一項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人会計基準を次のように定める。

令和三年十一月十二日

厚生労働大臣　後藤　茂之

社会福祉連携推進法人会計基準

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　会計帳簿（第五条―第八条）
第三章　計算関係書類
　第一節　総則（第九条―第十一条）
　第二節　貸借対照表（第十二条―第十四条）
　第三節　損益計算書（第十五条―第十九条）
　第四節　計算書類の注記（第二十条）
　第五節　附属明細書（第二十一条）
第四章　財産目録（第二十二条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（社会福祉連携推進法人会計の基準）

第一条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第百二十五条の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）を受けた一般社団法人（以下「社会福祉連携推進法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿（法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十条第一項に規定する会計帳簿をいう。以下同じ。）、計算書類（法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第一項に規定する貸借対照表並びに同条第二項に規定する貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録（法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

２　社会福祉連携推進法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行を斟酌しなければならない。

（会計原則）

第二条　社会福祉連携推進法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

一　計算書類は、資産、負債及び純資産の状態並びに純資産の増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示すること。

二　計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。

三　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四　重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

（総額表示）

第三条　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

（金額の表示の単位）

第四条　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。

第二章　会計帳簿

（会計帳簿の作成）

第五条　会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（資産の評価）

第六条　資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。

２　有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日（会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。